

公益財団法人やまがた農業支援センター
新規就農定着サポート事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「センター」という。）が、山形県内において新たに農業経営を開始した者又は開始を予定している者（以下「新規就農者」という。）に対して行う新規就農定着サポート事業（営農にかかる費用の一部の助成及び定着支援アドバイザー設置費用の助成）について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 定着支援アドバイザーとは、新規就農者の日常の営農活動及び経営等についてアドバイスを行う者（認定農業者等で現に農業に従事し、十分な知識と経験を有する者。但し、新規就農者の三親等以内の者を除く）としてセンターが委嘱する者をいう。

(事業の対象者)

第3条 本事業のうち営農にかかる費用の一部の助成対象者（以下「営農費用助成対象者」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 農業経営の基盤を持たず、新たに農地を取得等して農業経営を開始した者又は開始を予定している者で、次のいずれかの要件を満たす者。
 - ①初回申請日の前年度4月1日から申請日まで新たに農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）第14条の4第1項の規定により認定を受けた認定新規就農者（ただし、法人として認定された場合又は法人経営に参画する場合の当該農業経営分を除く。以下同じ。）
 - ②初回申請日の前年度の独立就農者育成研修（県支援型）を修了した者。
- (2) 本事業終了後も農業経営を継続し、将来的に認定農業者になることが見込まれること。
- (3) 本県の農業産出額の増加に長期的に貢献することが見込まれること。
- (4) 国の農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）に定める農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を受けていないこと。

- (5) 営農開始時の年齢が、50歳以上であること。
 - (6) 第6条に定める交付決定を受けた年の専従者一人当たりの農業所得が250万円未満で、かつ農外収入が350万円未満であること。
- 2 本事業のうち、定着支援アドバイザー設置費用助成対象者は、前項第1号から第3号の要件をすべて満たす者とする。

(助成対象経費等)

第4条 助成対象経費、助成金の額及び助成期間は、別表のとおりとし、予算の範囲内で助成金を交付する。

(認定申請及び助成金交付申請)

第5条 本事業の助成を受けようとする者は、新規就農定着サポート事業助成認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)を、センターが別に定める日までに、市町村及び各総合支庁各農業技術普及課を経由してセンターに提出するものとする。

2 前項の認定申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 青年等就農計画及び青年等就農計画認定通知書の写し(認定新規就農者の初回申請時のみ)
- (2) 青年等就農計画に準ずる書類(別紙)および、耕作証明・経営証明・農業協同組合等との施設利用申込書等農業を開始したことを証明する書類(独立就農者育成研修(県支援型)修了者の初回申請時のみ)
- (3) 経営収支計画
- (4) 定着支援アドバイザー設置計画(定着支援アドバイザーを設置する場合のみ)
- (5) 定着支援アドバイザーの経歴等(定着支援アドバイザーを設置する場合、初回申請時のみ)
- (6) その他センターが必要と認める書類

3 本事業の助成を受けようとする者のうち、営農費用助成対象者は、新規就農定着サポート事業営農費用助成金交付申請書(様式第2号)を、また、定着支援アドバイザーは、定着支援アドバイザー設置費用助成金交付申請書(様式第3号)を認定申請書に併せてセンターに提出するものとする。

4 市町村及び各総合支庁各農業技術普及課は、第1項の認定申請書をセンターに進達するものとする。

(事業の認定及び助成金交付決定)

第6条 センターは、前条の認定申請書の提出があった場合は、第3条に定める要件を満たし、かつ、事業内容が適当であると認めたときは、本事業の助成対象者（以下「助成対象者」という。）として認定し、その旨を助成対象者に通知するとともに、定着支援アドバイザーを設置する場合はその委嘱を行い、併せて市町村及び各総合支庁各農業技術普及課にその写しを送付するものとする。

2 センターは、前条第3項の交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、その旨を助成対象者及び定着支援アドバイザーに通知するとともに、併せて市町村及び各総合支庁各農業技術普及課にその写しを送付するものとする。

(実績報告)

第7条 助成対象期間が終了したときは、助成対象者及び定着支援アドバイザーは、下記の書類をセンターが別に定める日までにセンターに提出するものとする。

(1) 助成対象者

新規就農定着サポート実績報告書（様式第4号）

新規就農定着サポート事業営農費用助成金請求書（様式第7号）

(2) 定着支援アドバイザー

新規就農定着サポート事業定着支援アドバイザー活動実績報告書（様式第5号）

新規就農定着サポート事業定着支援アドバイザー設置費用助成金請求書（様式第8号）

2 前項の実績報告書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 経営収支実績

(2) 助成対象者の青色申告決算書等の写し

(3) その他センターが必要と認める書類

(額の確定)

第8条 センターは、前条の報告を受けた場合において、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成対象者に通知するとともに、併せて市町村及び各総合支庁各農業技術普及課にその写しを送付するものとする。

(概算払)

第9条 センターは、必要と認めるときは、営農費用助成金の概算払をすることがある。

- 2 助成対象者は、前項の規定により助成金の概算払を受けようとするときは、新規就農定着サポート事業営農費用助成金概算払請求書(様式第6号)を、センターが別に定める日までセンターに提出するものとする。

(計画の変更)

第10条 助成対象者は、第5条の申請内容に変更が生じた場合は、新規就農定着サポート事業計画変更申請書(様式第9号。以下「計画変更申請書」という。)を、速やかにセンターに提出しなければならない。

- 2 計画変更申請書には、次の書類を添付するものとする。
 - (1) 青年等就農計画及び就農計画認定通知書の写し(認定新規就農者)
 - (2) 青年等就農計画に準ずる書類(独立就農者育成研修(県支援型)修了者)
 - (3) 経営収支計画
 - (4) 定着支援アドバイザー設置計画(定着支援アドバイザーを設置する場合のみ)
 - (5) 定着支援アドバイザーの経歴等(定着支援アドバイザーを設置する場合のみ)
 - (6) その他センターが必要と認める書類
- 3 センターは、計画変更申請書の提出があった場合は、第5条の規定に準じ審査し、変更内容が適当であると認めたときは事業計画の変更を承認する。

(交付決定の取消し)

第11条 センターは、助成対象者及び定着支援アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金の交付決定の内容に違反したとき。
 - (3) その他法令に違反したとき。
- 2 センターは、前項の規定により交付決定の取消しを行ったときは、速やかにその旨を助成対象者及び定着支援アドバイザーに通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 センターは、前条第1項の規定により交付決定の取消しを行った場合で、既

に助成金が交付されているとき、又は助成対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において既にその額を超える助成金が交付されているときは、助成対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月25日から施行する。

この要綱は、平成30年3月26日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

区分	営農にかかる費用の一部の助成	定着支援アドバイザーの設置費用の助成	
助成対象経費	①所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 37 条第 1 項に規定する必要経費から減価償却費を除いた額 ②国、県、市町村の補助事業対象経費になっているものを除く	定着支援アドバイザーの設置に要する経費	
助成金の額	年額 360,000 円と助成対象経費のいずれか低い額	1 年目	年額 100,000 円と活動 1 時間あたり 2,000 円として計算した額のいずれか低い額
		2 年目	年額 50,000 円と活動 1 時間あたり 2,000 円として計算した額のいずれか低い額
助成期間	最大 5 年間 ただし、農業経営を開始した日から起算して 5 年を経過した日の翌日の属する年度までとする。 (注)	最大 2 年間 ただし、農業経営を開始した日から起算して 2 年を経過した日の翌日の属する年度までとする。	

(注) 平成 31 年度中に農業経営を開始した者が、令和 2 年 4 月 1 日以降に認定新規就農者に認定され、令和 3 年度に新規申請した場合、助成期間は令和 3 年度から 6 年度までの 4 年間になります。